

第12回門真市学校適正配置審議会（第3次）議事録

1 開催日時 平成20年12月8日（木） 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 門真市役所第2別館 第1会議室

3 出席委員 16名／18名中

4 議事概要

- (1) 議題「第11回審議会議事録（案）の承認について」に関して質疑応答及び審議が行われた。
- (2) 議題「第3次答申（案）について」に関し、事務局が説明を行い、このことに関して質疑応答及び審議が行われた。
- (3) 門真市教育委員会委員長に対し第3次の答申が行なわれた。

※ 討議の概要は以下のとおり

委員長が都合により遅参するため、副委員長が議事進行を行なう。

副委員長 本日の審議会の公開、非公開についてですが、これまでと同様、個別の学校名や地域名などが出てくるため、公開した場合、当該学校や地域関係者にいたずらに心配や混乱を招くおそれがあり、また、委員が外的圧力を受けず、自由に意見を述べ、議論することができるよう、一括して非公開の取り扱いということいかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

副委員長 ありがとうございます。それでは本日の審議を非公開とさせていただきます。

議題「第11回審議会議事録（案）の承認について」

資料40 第11回門真市学校適正配置審議会（第3次）議事録（案）

副委員長 第11回の審議会議事録（案）の承認について、発言の趣旨等に相違ございませんか。

(質疑なし)

副委員長 それでは、第11回審議会議事録（案）は承認することに異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

副委員長 異議なしと認め、第11回審議会議事録は承認することいたします。

議題「第3次答申(案)について」

資料4 1 第3次答申(第2案)

副委員長 前回の審議会で第3次答申(案)についてご審議いただき、一定の修正意見をいただいており、事務局において修正を行なった第2案についてご審議をいただきます。本日のこの審議をもって答申を最終決定する予定としております。では、事務局から第2案について説明をお願いします。

事務局 事務局で修正を加えた点についてご説明いたします。

(主な修正について次のとおり説明)

- ・ 1番「はじめに」の文章中、「児童・生徒」・「子ども」・「子供」の3つの表現が混在することから、表現を「子ども」に統一した。本文中では文脈により使い分けを行なっている。
- ・ 本審議会の前提となる諮問内容について明らかにするため、2答申の最初の項目として2番に「1 教育委員会からの諮問」を加え、諮問内容を明記した。
- ・ 7番「4 適正配置事業の実績」の②で「自由校区の廃止」と簡単に表現していたが、対象となる地区名も明記した。
- ・ 地理的条件等は適正配置を審議する上で重要な要素となることから、11番の「6 学校配置および校区の再編についての基本的考え方」中の「3 市の財政事情の勘案」の次に「4 地理的条件の勘案」を加えた。
- ・ 12番「7 再編にあたって留意すべき事項」中の「1 再編統合対象校関係者への配慮」において、「対象校関係者に対する丁寧な説明と意見の受け入れ」となっていた表現について、委員より、すべての意見の受け入れは現実には不可能との指摘を受けたことから、「対象校関係者に対する丁寧な説明と意見の収集」に改めた。
- ・ 14番「2 第四中学校校区、第五中学校校区の再編について」において、「経過措置を設ける」との表記をしていたが、委員より、経過措置はどの提言においても必要に応じて設けるべきものなのであえて明記する必要はないのでは、との指摘を受けたことから削除した。
- ・ 21番「おわりに」の文章中、「校区・学校配置の再編について具体的な審議がなされ」となっていた部分について、委員より、3つの諮問にどう答えているのかわかるようにする必要がある、との指摘を受けたことから、「門真市教育委員会より受けた3つの諮問の観点から、校区・学校配置の再編について具体的な審議がなされ」に改めた。
- ・ 第2案では、前回の案では掲載されていなかった資料編を掲載した。
- ・ 資料編掲載の資料についての説明。

委 員

- ・ 資料編の委員名簿(5番)のうち松井委員の区分が「学識経験者」となっていますが、「学校関係者」の誤りではないでしょうか。

事務局 ご指摘のとおりです。「学校関係者」に訂正いたします。

委 員 具体的提言のうち「4 第五中学校区内の小学校再編について」の四角の枠内で、北側校区の校地校舎には現在の北巣本小学校、南側校区には現在の東小学校を使用する、といった表記がないが、枠内を見るだけで提言の概要が分かるように入れておく必要があるのではないか。

事務局 分かりやすくするため、表現を加えさせていただきます。

委 員 答申内の各所に、そして「統合中学校」と「新小学校」といったように、「統合」と「新」が使い分けられています。答申の公開後、一般の人が見た場合、「統合」と「新」の区別が分かりにくいのではないかでしょうか。

委 員 全て「新小学校」「新中学校」でいいのではないでしょうか、「統合」にはどうしても負のイメージが伴います。

事務局 例えば、「〇〇小学校と□□小学校の統合小学校を配置する」といった部分は「〇〇小学校と□□小学校の統合による新小学校を配置する」といった表現はいかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

午後2時30分頃 委員長が参会 委員長が議事進行を行なう。

委員長 他に委員からのご意見がなければ、答申についてはこれで決定といたしますがご異議はございませんでしょうか

委 員 (異議なし)

委員長 ご異議がないものと認め、答申についてはこれをもって決定といたします。この後、教育委員会委員長に対して、答申を行ないますが、その前に、先ほど委員のみんな様から頂いたご指摘に基づく答申書の修正を事務局が行ないます。その間を休憩時間とし、修正作業終了後に審議会を開き、教育委員会委員長への答申を行なうこととします。

午後2時40分頃から午後3時頃にかけて休憩

委員長 審議会を再会いたします。只今、私の手元に修正の加えられた答申書がございます。また、教育委員会委員長にお越しいただいておりますので、答申を行いたいと存じます。

委員長から教育委員会委員長に対し、答申書(第3次)が手渡される。教育委員会委員長より答申を受けての挨拶の後、教育長より審議会へのお礼の挨拶。

委員長 これをもちまして、第3次の門真市学校適正配置審議会は終了となります。委員の皆様方におかれましては、昨年8月からの長期間、12回にもわたり大変熱心なご審議をいただき、おかげをもちまして本日答申を終えることが出来ました。誠にありがとうございました。

午後3時25分頃 審議会終了

(以上で第12回審議会終了)